

大和市告示第119号

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱を次のように定める。

令和3年6月21日

大和市長 大 木 哲

大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」別紙。以下「国要領」という。）に基づき、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の影響等を踏まえて本市が実施する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 国要領に規定する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）をいう。
- (2) 法 児童手当法（昭和46年法律第73号）をいう。
- (3) 児童手当 法による児童手当（法附則第2条第1項に規定する特例給付を含む。）をいう。
- (4) 特児手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）をいう。
- (5) 特別児童扶養手当 特児手当法による特別児童扶養手当をいう。
- (6) 児童手当等受給・非課税者 第4条第1項に規定する支給対象者のうち、同項第1号（法第17条第1項に規定する公務員を除く。）又は第2号に該当し、かつ、同項第6号に該当する者をいう。
- (7) 新規児童手当等受給・非課税者 第4条第1項に規定する支給対象者のうち、同項第3号（法

第17条第1項に規定する公務員を除く。)又は第4号に該当し、かつ、同項第6号に該当する者をいう。

(8) その他の支給対象者 第4条第1項に規定する支給対象者のうち、前2号に掲げる者以外の者をいう。

(給付金の支給)

第3条 本市は、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給付金を支給しない。

(1) 法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(2) 法人(前号に掲げる者を除く。)

(給付金の支給対象者及び対象児童)

第4条 給付金は、次項に規定する対象児童(第10条第1項の規定による申請を行って給付金の支給を受けようとする者にあつては、当該申請を行う時点における対象児童)を養育する者であつて、第1号から第5号までのいずれかに該当し、かつ、第6号又は第7号のいずれかに該当するもの(第7条の規定による届出をした者を除く。以下「支給対象者」という。)に対して支給する。

(1) 令和3年4月分の児童手当の受給者(本市から法第7条第1項又は第2項の規定による認定(以下「児童手当認定」という。)を受けた者に限る。)

(2) 令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者(特児手当法第6条から第8条までの規定によりその全部を支給しないこととされている者を含み、本市に対し特児手当法第5条第1項の規定による認定(以下「特児手当認定」という。)の請求をし、当該請求に関する通知を受けた者に限る。)

(3) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当について、本市から児童手当認定(児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は法第9条第1項の規定による児童手当の額の改定に係る認定(第11条において「児童手当額改定認定」という。)を受けた者

(4) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当について、本市に対し特児手当認定(児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。)又は特児手当法第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定に係る認定(第11条において「特児手当額改定認定」という。)の請求をし、当該請求に関する通知を受けた者

(5) 前各号に掲げる者以外の者のうち、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和3年4月1日以後に有することとなったもの

(6) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和3年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者

(7) 前号に規定する者以外の者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年1月から令和4年2月までの任意の1月（第10条第1項の規定による申請を行う日の属する月以前の月に限る。）の収入又は所得を基に算定した1年間の収入見込額又は所得見込額が令和3年度の市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下であるもの

2 給付金の支給額の算定の基礎となる児童（以下「対象児童」という。）は、平成15年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める程度の障害の状態にある者であって、特児手当認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっているものについては、平成13年4月2日）から令和4年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有する者又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条に規定する理由により日本国内に住所を有しない者に限る。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象児童としない。

(1) 他市町村における国要領に基づく給付金の支給額の算定の基礎となる児童

(2) 既に支給の決定を受けている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給要領（令和3年4月7日付け子発0407第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について」別紙）による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の算定の基礎となる児童扶養手当法第5条第2項に規定する監護等児童

4 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める者に係る対象児童とする。

(1) 当該対象児童に係る第1項第1号及び第2号に掲げる者が異なる者である場合 同項第1号に掲げる者

(2) 当該対象児童に係る第1項第3号及び第4号に掲げる者が異なる者である場合 同項第3号に掲げる者

（養育児童等への支給）

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するとき

は、その者が受けるべき給付金は、その者が養育する対象児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として適当と認められる者（以下「養育児童等」という。）に対して支給する。この場合においては、養育児童等（第7条の規定による届出をした者を除く。）を支給対象者とみなす。

(1) 児童手当等受給・非課税者 令和3年4月1日から第8条の規定による支給決定が行われる前までの間に死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合

(2) 新規児童手当等受給・非課税者 法第7条又は特児手当法第5条の規定による認定を受けた日から第8条の規定による支給決定が行われる前までの間に死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合

(3) その他の支給対象者 第10条第1項の規定による申請を行った後、同条第2項の規定による支給決定が行われる前までの間に死亡し、かつ、その届出が本市に到達した場合

2 前条の規定にかかわらず、本市又は他市町村から国要領に基づく給付金の支給決定がなされるまでの間に、その支給要件を満たす配偶者からの暴力を理由に避難し、当該者（以下「加害配偶者」という。）と生計を別にしてしているその配偶者（現に当該給付金の支給額の算定の基礎となる児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者であって、別に定める要件を満たすものに限る。以下「避難者」という。）が、その避難先を本市としている場合において、本市に対し別に定める方法により申出を行い、当該加害配偶者に給付金を支給しない旨の依頼に係る通知が当該加害配偶者に対して給付金を支給する市町村においてその支給決定がなされる前に当該市町村に到達した場合（当該市町村が本市であるときは、本市に対し別に定める方法により申出を行った場合）には、当該加害配偶者に給付金を支給しない。この場合において、市長は、当該避難者が支給対象者の要件に該当するか確認を行い、該当するときは当該避難者（第7条の規定による届出をした者を除く。）を支給対象者とみなす。

（支給額及び支給方法）

第6条 給付金の支給額は、対象児童1人につき、50,000円とする。

2 給付金の支給は、口座振込により行うものとする。ただし、支給対象者が金融機関に口座を開設していない場合その他やむを得ないと認める理由により現金による支給を希望する場合は、その申出に基づき、別に定める方法により現金で支給する。

（給付金の受給拒否の手続等）

第7条 児童手当等受給・非課税者、新規児童手当等受給・非課税者又は第5条第1項前段の養育児童等若しくは同条第2項後段の規定により支給対象者の要件に該当すると確認された避難者であって、給付金の支給を希望しないものは、市長が別に定める提出期限までに大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

受給拒否の届出書を市長に提出するものとする。

(一般支給対象者への給付金の支給決定等)

第8条 市長は、前条の提出期限を経過したときは、速やかに支給対象者（その他の支給対象者を除く。以下「一般支給対象者」という。）への給付金の支給を決定し、大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給決定通知書により通知するとともに、給付金を支給する。

(一般支給対象者への給付金の振込み)

第9条 一般支給対象者に対する給付金は、現有公簿等により本市が把握している当該一般支給対象者に係る児童手当又は特別児童扶養手当の振込先口座へ振り込むものとする。ただし、本市がその振込先口座を把握していない場合は、当該一般支給対象者が大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給口座登録等の届出書により指定する口座に給付金を振り込むものとする。

(申請を要する給付金に係る支給申請、決定等)

第10条 給付金の支給を受けようとするその他の支給対象者（以下「申請者」という。）は、大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が第2号から第4号までの書類により証明すべき事項を現有公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略させることができる。

(1) 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る簡易な収入見込額申立書又は大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る簡易な所得見込額申立書（第4条第1項第7号に規定する要件に該当する者に限る。）

(2) 戸籍謄本

(3) 給与明細書、公的年金証書等の収入額又は所得額が確認できる書類

(4) その他市長が必要があると認める書類

2 市長は、前項の規定による申請（以下単に「申請」という。）があったときは、速やかにその内容を審査して支給の適否を決定し、支給するときは大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給決定通知書により申請者に通知するとともに、給付金を支給し、支給しないときは大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）不支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の給付金は、大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）記載の振込先口座に振り込むものとする。

（申請を要する給付金の申請期限）

第11条 申請の期限は、令和4年2月28日（令和4年3月分の児童手当に係る児童手当認定若しくは児童手当額改定認定を受けた者又は同月分の特別児童扶養手当に係る特児手当認定若しくは特児手当額改定認定の請求をした者に対する給付金の申請については令和4年3月15日）までとする。ただし、やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。

（支給等に関する周知）

第12条 市長は、この要綱による事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法及び期限その他事業概要について、広報その他の方法により周知を行うものとする。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第13条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、申請をすることができる者から第11条に規定する申請期限までに申請が行われなかったときは、その者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条又は第10条第2項の規定による支給決定を行った後、手続の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める日までに正確な振込先口座の届出若しくは申請又は第6条第2項ただし書の規定による現金支給の申出が行われなかったことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により給付金を支給できなかったときは、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

（不当利得の返還）

第14条 市長は、給付金の支給を受けた者が支給対象者の要件に該当しない者であることが判明したとき、又は給付金の支給を受けた者が偽りその他不正な手段によりその支給を受けたことが判明したときは、大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給取消通知書兼返還請求書により、当該者に対し、給付金の返還を求めることができる。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第15条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（様式）

第16条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

(大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱の一部改正)

- 2 大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）実施要綱（令和2年大和市告示第119号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年4月7日」の次に「付け」を、「をいう」の次に「。以下同じ」を加える。

第3条第2項中「他市町村において国要領に基づく給付金の支給を受けた者に対しては」を「給付金の支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 他市町村において国要領に基づく給付金の支給決定を受けた場合

(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和3年5月28日付け子発0528第1号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」別紙）による低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給決定を受けた場合

第8条中「前条第1項」を「前条」に改める。

別表（第16条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）受給拒否の届出書	第7条
第2号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給決定通知書	第8条及び第10条
第3号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給口座登録等の届出書	第9条
第4号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）申請書（請求書）	第10条
第5号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る簡易な収入見込額申立書	第10条
第6号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）に係る簡易な所得見込額申立書	第10条
第7号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）不支給決定通知書	第10条
第8号様式	大和市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給取消通知書兼返還請求書	第14条